

○厚生労働省告示第百九十九号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百一十九号）第十五条第三項、健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第一項第十号並びに同条第二項第三号、第一百七条第十号並びに同条第二項第三号、第九十七条第十号並びに同条第二項第三号、第八十六条第十二号、第九十六条第一項第八号及び同条第二項第三号、第九十七条第十号並びに第九十八条第五号、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十七条の十二第一号並びに第二十七条の十五第一項第八号及び同条第二項第五号、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項第十号並びに訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（平成四年厚生省令第五号）第一条第八号の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年五月一日から適用する。ただし、同日前における令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局長及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

令和二年四月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する告示

（社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第二百三十九号）の一部を次の表のようにより改正する。
第一条 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
一〇十二 （略）	一〇十二 （略）
十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局长及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給	（新設）
十四・十五 （略）	十三・十四 （略）

	(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部改正)		
	第二条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付(昭和五十二年厚生省告示第二百四十号)の一部を次の表のように改正する。		
	(傍線部分は改正部分)		
	改 正 後		
一〇一四 (略)	改 正 前		

(国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)
第八条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成十九年厚生労働省告示第三十五号)の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後
一〇十三 (略)			
十四 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局长及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給			

	改	正	後
一〇十 (略)			
十一 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局长及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給			
一〇十一 (略)			
十一 平成二十年二月二十一日保発第〇二二一〇〇三号厚生労働省保険局長通知「七十年代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による医療費の支給			
一〇一二 (略)			
十二 平成二十年三月三十一日健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付			
一〇一 (略)			
(国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正) 第七条 国民健康保険法施行規則第二十七条の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定め医療に関する給付(平成十九年厚生労働省告示第三十四号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)			

	改	正	後
一〇十二 (略)			
十三 令和二年四月三十日医発〇四三〇第五号・健発〇四三〇第一号厚生労働省医政局长及び健康局長通知「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施について」による新型コロナウイルス感染症対策事業に係る医療費の支給			
一〇一 (略)			
(国民健康保険法施行規則第二十二条第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正) 第九条 国民健康保険法施行規則第二十二条第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号)の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)			

(傍線部分は改正部分)